

# 履修ガイド 2025

Guide for Course Registration 2025

保育科

Department of Early Childhood Care and Education

駒沢女子短期大学

Komazawa Women's Junior College



---

**\*この「履修ガイド」は卒業まで使用しますので、大切に扱ってください。**

---



# 目 次

## 建学の精神・ポリシー

建学の精神と教育の目的	1
ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	2
カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	3
アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）	4
アセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）	5

## 履修の方法

### 教育課程（カリキュラム）

1. 教育課程	9
2. 授業科目	9
3. 資格	9
4. 単位制	11
5. 卒業要件	11
6. 学期制	11
7. 授 業	12
8. 授業の出席の重要性	12
9. 授業の欠席	12
10. 休 講	14
11. 補 講	14
12. 学生による授業評価	14
13. 学外実習について	14

### 履 修

1. 履修登録の流れについて	15
2. 保育士資格に係る段階科目の連動条件について	16
3. 単位履修方法	17

### 試 験

1. 定期試験	21
2. レポート・作品の提出	22
3. 追試験	23
4. 再試験	23
5. 不正行為	24
定期試験実施内容の流れ	25
6. 成績評価	26
7. 科目等履修生	28

### シラバスについて

1. 科目分類	29
2. 卒業時に身につけておかなければならない4つの力との関連度	29
3. カリキュラムツリー	31

## 学 則

学 則	35
-----	----



# 建学の精神・ポリシー



## 建学の精神と教育の目的

駒沢女子短期大学は、道元禅師の禅の教えを基盤とした「正念」と「行学一如」を建学の精神とし、「一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成すること」（学則第1条）を教育の目的としています。

「正念」というのは道元禅師の只管打坐の教えを教育の根本として示したもので、坐禅によって正しく物事を見つめ、とらえていくことです。私たちは「私」という心の窓から見える限定的な世界を見つめています。自分に興味の無い事柄については、たとえ目の前にあっても気づかないことがあるように、いわば自分中心の心の鏡を持っているといえるのです。坐禅はそのような偏り・こだわりのある心を一旦御破算にして、正しくものごとを見つめ、そして本当の自己（本来の面目）を再発見していくのです。

道元禅師に「本来の面目」というタイトルの和歌があります。すなわち「春は花 夏ほととぎす 秋は月 冬雪さえて ずずしかりけり」という歌です。この歌は川端康成がノーベル文学賞受賞の際、ストックホルムで行った「美しい日本の私」という講演で引用され、よく知られるようになりました。内容は四季折々の日本の自然を歌い上げていますが、実はこれは単なる風景描写ではありません。この歌は「本来の面目」、つまり本当の自己からありのままにみつめた心象風景といえるのであり、そこに大切な意味があることを川端も示唆しています。

次に「行学一如」というのは、実践すること（行）と学ぶこと（学）とを一体化させていくこと（一如）です。つまり「正念」によって確立された自己において、大学で学んだ多くの知識や技術を日常の実生活や社会に活かしていくことです。大学での学びは単に知的欲求を満たすだけのためにあるものではありません。自己満足的に知識・教養を高めるのではなく、広く社会に反映させていくことが大切なのです。

また日々の実践を通して真の学びがあるともいえます。たとえば文学や哲学で「愛」や「友情」について深く考察するのも大切な勉強です。しかし一方において愛を抽象的に理解してみても実際には全然参考にならなかつたり、現実と相反することもあるはずで、かけがえのない人と出逢い、時には共に喜び、時には悲しみ、苦悶する中で初めて学んだことをより深く受け止めることができるのではないのでしょうか。「行学一如」はそれぞれの学びにさらなる深まりがあることを示しているのです。

また道元禅師は『典座教訓』で禅寺の台所で炊事を司る<sup>てんぞ</sup>典座を取り上げ、炊事にも修行の大切な意味を見出しています。そして坐禅とともに日々の一つひとつの行いもないがしろにせず、精一杯努め、活かすことを強調しています。

このように本学では心を整え、自己を確立していく「正念」と実践的な学びを説く「行学一如」を教育の根本としています。

保育科では、「人間力・遊び力・表現力・思考力を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材を育成すること」（学則第1条の3）を教育の目標としています。皆さんも本学の教育の原点にこの建学の精神と教育の目的・目標があることを確認していただきたいと思えます。

## 駒沢女子短期大学のディプロマ・ポリシー

駒沢女子短期大学では、教育の目的に則して編成された2年間の課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とする。また、保育科のディプロマ・ポリシーを以下のとおり定める。

保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育・教育、福祉に携わる保育者を目指す者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」を学位授与の条件とする。具体的には、以下の4つの力が挙げられる。

### 1. 思考力

真理の追求に努め、柔軟に判断・解決する多角的視点と創造的思考力

### 2. 表現力

「想・奏・創」の限らない表現に気づく視点（感覚）とそれを広げる専門的技術、また自らもこれらを豊かに表現する力

### 3. 遊び力

「子どもの遊び」の本質を理解し、その世界を共有しながら、子どもとともに自らも楽しむ力

### 4. 人間力

多様な価値観をありのまま認め、受け容れる心と他者を思いやり協働する力

# カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

## 駒沢女子短期大学のカリキュラム・ポリシー

駒沢女子短期大学では、ディプロマ・ポリシーに則してカリキュラムを編成している。本学では、「子どもの遊び」を支えることができる保育者、また、子どもをはじめとした人々の表現を支える感受性や表現力をもった保育者を養成するカリキュラムを編成している。特に、身体・音楽・造形に関する表現系科目が充実している。

保育科は、以下の方針に基づきカリキュラムを編成し、「建学の精神」や教育の特色を活かした教育を実践することで、確かな専門知識と技術をもった保育者を養成する。

### 1. 建学の精神

禅に基づく建学の精神の理念を反映した科目（仏教学）や行事（花まつり、学燈会など）を設けている。

### 2. 思考力

教養科目を充実させ、社会人に必要な基本的思考力を育む。

### 3. 表現力

身体・音楽・造形に関する表現系科目を充実させ、子どもの表現を支え、他者とのつながりの中で自分を表現する力を高める。

### 4. 遊び力

保育内容による演習や実習等の実践的な科目を充実させ、「子どもの遊び」の本質を理解し、自らも遊びの楽しさを体感する。

### 5. 人間力

クラス単位での活動や担任制、実習園や地域との連携など、学内外の枠を超えて全てのカリキュラムを有機的に運用し、人間に対する深い理解と文化の多様性を認める受容性、他者を思いやり協働する力を育てる。

## 駒沢女子短期大学のアドミッション・ポリシー

駒沢女子短期大学では、教育の目的を達成するために、建学の精神を理解し、本学の教育を受けるだけの基礎学力を有し、知的好奇心をもった勉学意欲に富む者に入学を認める。

### 求める学生像

1. 入学後の学修に必要な基礎学力（特に国語力）がある人
2. 基本的な生活習慣が身に付いている人
3. 自分の長所や短所に気づき、それらを生かしていきたいという思いがある人
4. 自分の考えや気持ちを自分らしい方法で伝えようとする意欲がある人
5. 子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深めたいと思っている人
6. 何かに打ち込んだことがある、もしくは、打ち込みたいと思っている人
7. 子どもとかかわる仕事に就く意欲がある人

# ≡ アセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針） ≡

## 1. 機関（短期大学）レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子短期大学は、機関レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

### 【入学前・入学直後（初年度教育）】

- (1) 各種入学者選抜結果：各種入学者選抜を通じ、入学者の能力・意欲・適正等を評価するとともに、アドミッション・ポリシーと入学者選抜内容の整合性について評価・検証します。

### 【在学中】

- (1) GPA：GPA を用いた成績情報の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて、評価・検証します。
- (2) 休学率：全学の休学状況の検証と分析を定期的に行い、休学率を公表します。
- (3) 退学率等：全学の退学、除籍、停学等の状況と内容を定期的に把握し、退学率等を公表します。

### 【卒業時・卒業後】

- (1) 卒業（学位授与）率：卒業（学位授与）状況に関する評価及び検証を実施し公表します。
- (2) 就職・進学状況：就職・進学状況全般に関する検証（免許・資格を生かした専門領域への就職や大学への進学等）及び分析を実施し公表します。

## 2. 教育課程レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子短期大学は、教育課程レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

### 【入学前・入学直後（初年度教育）】

- (1) 各種入学者選抜結果：各種入学者選抜を通じ、入学者の能力・意欲・適正等を評価するとともに、アドミッション・ポリシーと入学者選抜内容の整合性について評価・検証します。
- (2) 入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題：入学前教育プログラム全学共通課題及び保育科独自課題を実施し、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の課題点等を分析・検証します。
- (3) 入学者事前学習プログラム：入学前の3月に実施される入学者事前学習プログラムでは、入学予定者の初年度教育の一環として、大学における学修方法などを学ぶとともに、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者の課題点等を分析・検証します。

### 【在学中】

- (1) GPA：GPA を用いた成績情報の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）、及びカリキュラムマップについて、評価・検証します。
- (2) 履修カルテ：履修カルテを用いて学修状況の把握と分析を行い、カリキュラム・ポリシー（教育内容・教育方法・評価方法）及びカリキュラムマップについて、評価・検証します。

### 【卒業時・卒業後】

- (1) 免許・資格取得数（取得率）：幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得者数・取得率を把握し、公表します。
- (2) 卒業生アンケート（学生生活満足度調査）：卒業時に行う学生生活に関するアンケート調査を通して、学修環境及び学修状況の把握を行っています。
- (3) 本学卒業生に関するアンケート（就職先及び卒業生対象）：卒業5年後までの卒業生を対象とし、本学のカリキュラム全般や学修内容に関するアンケートを実施しています。アンケート結果はカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムマップの分析・検証に用いています。

### 3. 科目レベルのアセスメント・ポリシー

駒沢女子短期大学は、科目レベルにおいて、以下の評価指標を用い学修成果等の評価・検証を行います。

#### 【入学時・入学直後（初年度教育）】

- (1) 新入生基礎学力テスト：初年度教育の一環として、新入生基礎学力テストを行い、主に基礎学力の向上のための学修課程に位置付けるとともに、テストの結果をアドミッション・ポリシーの分析やフィードバックに使用しています。

#### 【在学中】

- (1) 成績評価：各授業担当教員は、シラバスの記載内容に基づき成績評価を行います。成績評価はカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーのフィードバックに使用しています。
- (2) 授業評価アンケート：学生による授業評価アンケートを原則として全ての授業科目において実施し、教育改善に役立てます。結果は定められた方法で公表します。
- (3) 実習先評価：各実習施設による学外実習の評価を行います。評価内容は学生自身の学修到達度や課題点の把握に用いるとともに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーのフィードバックに使用しています。

# 履修の方法



# 教育課程（カリキュラム）

## 1. 教育課程

2年間の授業科目とその教育内容、単位数、学修の時期などのことを総称して教育課程（カリキュラム）といいます。

本学では、短期大学設置基準に基づいて、独自のカリキュラムを設定しています。

## 2. 授業科目

1. 本学の授業科目は次のように分類されます。

授業科目	基礎科目	広く普遍的に役立つ教養や見識を修得し、また専門教育科目の基礎となることを考慮した科目
	専門教育科目	専門分野の見識を修得するための科目

2. 授業科目は、卒業や免許、資格取得の要件として次のように分類されます。

必修科目：必ず履修し、単位を修得しなければならない科目

選択科目：選択必修科目—指定された方法で選択し、必ず履修し、単位を修得しなければならない科目

選 択 科 目—指定された科目のうち、適宜選択できる科目

## 3. 資 格

保育科は、幼稚園教諭二種免許ならびに保育士資格を取得することを主たる目的とする学科です。

免許・資格を取得するためには、卒業要件を満たすとともに、それぞれに必要な科目を履修しなければなりません（「単位履修方法」の項目を参照すること）。

### 幼稚園教諭二種免許

幼稚園教諭二種免許（以下、教員免許という）を取得する者は、教職課程（「教育職員免許法」および「教育職員免許法施行規則」による）を履修して必要な単位を修得しなければなりません。

所定の単位を修得し、卒業の見込みのある者について、教員免許状の申請を大学から東京都に一括で申請します。事前にオリエンテーションで説明しますので必ず出席してください。オリエンテーションの時期は2年次の後期です。詳細は KOMAJO ポータルでお知らせします。

教員免許状は、審査の後、東京都教育委員会から交付され、卒業式当日に受領できます。

### 保育士資格

保育士資格を取得する者は、「児童福祉法」および「児童福祉法施行規則」に規定された教科目および履修方法により、必要な単位を修得しなければなりません。

所定の単位を修得し、卒業の見込みのある者について、保育士登録申請のオリエンテーションを行いますので必ず出席してください。オリエンテーションの時期は2年次の後期です。詳細は KOMAJO ポータルでお知らせします。

保育士証は、都道府県知事による登録決定後、登録事務処理センターより本人宛に送付されます。

## 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は、社会福祉法第 18 条および第 19 条においてその資格が定義づけられている任用資格です。

必要な単位をすべて修得し卒業要件を満たした場合に、卒業と同時に任用の資格を得ることができます。

保育科の学生が社会福祉主事の任用の資格を得るためには、以下の「指定科目」から 3 科目以上修得することが必要です。

例) 社会福祉、保育原理、教育原理

(注：教育原理と教育方法は両科目修得しても 1 科目修得の計算になります)

### 「社会福祉主事任用資格」に関する厚生労働大臣指定科目一覧

	指定科目名称	保育科開講科目
1	社会福祉概論	社会福祉
2	社会福祉事業史	
3	社会福祉援助技術論	
4	社会福祉調査論	
5	社会福祉施設経営論	
6	社会福祉行政論	
7	社会保障論	
8	公的扶助論	
9	児童福祉論	子ども家庭福祉
10	家庭福祉論	
11	保育理論	保育原理
12	身体障害者福祉論	
13	知的障害者福祉論	
14	精神障害者保健福祉論	
15	老人福祉論	
16	医療社会事業論	
17	地域福祉論	
18	法学	
19	民法	
20	行政法	
21	経済学	
22	社会政策	
23	経済政策	
24	心理学	心理学
25	社会学	
26	教育学	教育原理、教育方法
27	倫理学	
28	公衆衛生学	
29	医学一般	
30	リハビリテーション論	
31	看護学	
32	介護概論	
33	栄養学	
34	家政学	

(注意) 任用資格とは、公務員や企業で採用されたのち、特定の業務に任用されるときに必要な資格で、任用されて初めてその資格を名乗ることができます。したがって、本学の卒業によって自動的に得られる資格ではありません。

社会福祉主事任用資格を示す証明書は発行していません。厚生労働省のホームページに記載のとおり「社会福祉主事任用資格」の証明については、履修済み科目が記載された成績証明書により証明することができます。

## 4. 単位制

単位とは、科目を修得するために必要な学修量を示すものです。

本学では単位制を採用しており、所定の授業科目を履修し、単位を修得し、修得した単位数が所定の数に達することにより卒業が認められ、免許・資格が得られます。

各授業科目の単位数は、期間や授業形態によって違いがありますが、1単位の修得に要する授業時間と自習時間は下表のとおりとなります。

単位の計算基準 [1単位の修得に要する授業時間と自習時間]

授業形態	授業時間	自習時間
講義	15時間～30時間	15時間～30時間
演習	15時間～30時間	15時間～30時間
実習・実技	30時間～45時間	

本学では、授業時間割上の1時限を90分授業として実施しており、それを単位制における2時間分としています。

授業時間は教育効果を考え、演習については15時間をもって1単位とすることがあります。

## 5. 卒業要件

単位は、授業科目を履修し試験などによる学修評価を受けたうえで、合格した場合にのみ与えられます。

本学の課程を修了するためには2年以上在学し（在学年限4年を限度とする。ただし、長期履修学生の在学年数は原則として3年以上5年以内とする）、別に定める「単位履修方法」に従って単位を修得しなければなりません。また、本学所定の学費を完納していなければなりません。

## 6. 学期制

本学の授業は、前期・後期の2期に分けて実施されます。

授業科目には、それぞれの科目に必要な学修期間に応じて、前期あるいは後期のみで終了する半期科目と、前期および後期を通して行われる通年科目、ある一定期間に集中して行う集中講義科目があります。

## 7. 授 業

本学の1時限の授業時間は90分です。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

授業を受けるときは以下のことに注意してください。

- ・遅刻、欠席をしない
- ・授業中の私語は慎む
- ・黙って席を離れない
- ・スマートフォンなどの電源は原則OFFにする
- ・授業の撮影、録画、録音は原則禁止

## 8. 授業の出席の重要性

単位を修得するためには1授業科目につき、定められた時数の出席が必要になります。なお、実習や忌引、学校感染症で授業を欠席した場合は、公欠の対象となります。

授業は、教員と学生が直接人間的なふれあいを通して学問する場であり、学生生活の基本となるものです。よって、出席状況は成績評価の重要な要素になります。

なお、出席状況によっては、定期試験の受験資格がなくなる場合や、定期試験などを受験しても単位を修得できない場合があります。

## 9. 授業の欠席

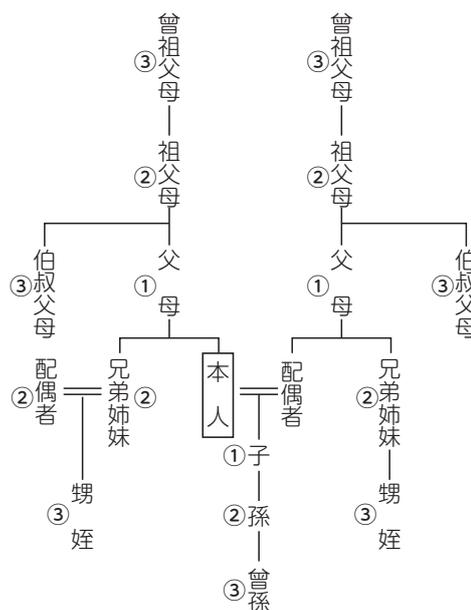
### (1) 忌引 (公欠の対象となります)

近親者の死去に伴う葬儀等により欠席した場合は、欠席後1週間以内に「公欠申告届」に会葬礼状などの書類を添付して教務課に提出してください。

忌引の範囲は次のとおりです。

① 父・母	7日
② 祖父母・兄弟姉妹	4日
③ おじ・おば、甥・姪など三親等以内の親族	2日

※休日、祝祭日、大学の休業日を含む連続した日数。



**(2) 実習**

実習オリエンテーションや、実習先の園・施設の都合による延長実習は公欠の対象となります。自己都合（病欠など）による延長実習は公欠の対象にはなりません。詳細は、「実習ガイドブック」を参照してください。

**(3) 学校感染症（公欠の対象となります）**

学校保健安全法施行規則に定める感染症にかかった場合は、学内での感染拡大を防ぐために出席停止となります。出席停止期間の授業欠席は公欠の対象となりますので、治癒後、登校可能日から原則 1 週間以内に、必要事項が記入された「学校感染症登校許可書」を教務課へ提出してください。「学校感染症登校許可書」は KOMAJO ポータルよりダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用してください。「学校感染症登校許可書」の内容に不備があると受理できない場合があります。公欠申請手続きの詳細は、KOMAJO ポータルの掲示を確認してください。

**学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条より抜粋）**

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防および感染症患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ）および新型インフルエンザ等感染症
- 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3 日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、伝染性単核球症（ウイルス性肝炎）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、手足口病など

**(4) 就職活動（原則公欠の対象ではありません）**

就職活動のために欠席する（した）場合は、原則公欠の対象にはなりません。出欠の扱いについては授業担当教員へ相談してください。

**(5) 裁判員・検察審査員（公欠の対象ではありません）**

裁判員制度および検察審査会制度による欠席は、公欠の対象にはなりません。出欠の扱いについては授業担当教員へ相談してください。

**(6) その他やむを得ない事情で欠席する（した）場合は、学生支援課へ相談してください。**

## 10. 休 講

担当教員がやむを得ず授業を休む場合は、KOMAJO ポータルの掲示で周知します。

休講の知らせがなく、30分経過しても教員が来ない場合は、教務課に連絡して指示を受けてください。

## 11. 補 講

補講は、休講などにより授業の十分な進捗が得られない場合に行われるもので、正規の授業です。通常は、補講期間（KOMAJO ポータルのスケジュール参照）に実施しますが、それ以外にも行われる場合があるので、つねにKOMAJO ポータルの掲示を確認してください。

## 12. 学生による授業評価

本学では、よりよい授業の実施のため、学生による授業評価を実施しています。

評価は科目ごとのアンケート形式で、期間を定めてKOMAJO ポータルを通じて実施しています。自由記述欄には授業の良かった点や意見、要望などについて記述してください。

アンケートは無記名方式で行うので、個人が特定されることや、成績などの評価に反映されることは一切ありません。

## 13. 学外実習について

幼稚園教諭二種免許を取得するために必要な教育実習は、原則として1年次後期と2年次の6月に実施します。

保育士資格を取得するために必要な保育実習は、原則として1年次後期に保育所と保育所以外の児童福祉施設および社会福祉施設、2年次後期に保育所、または保育所以外の児童福祉施設などで実施します。

具体的な期間や方法については、授業時にお伝えします。

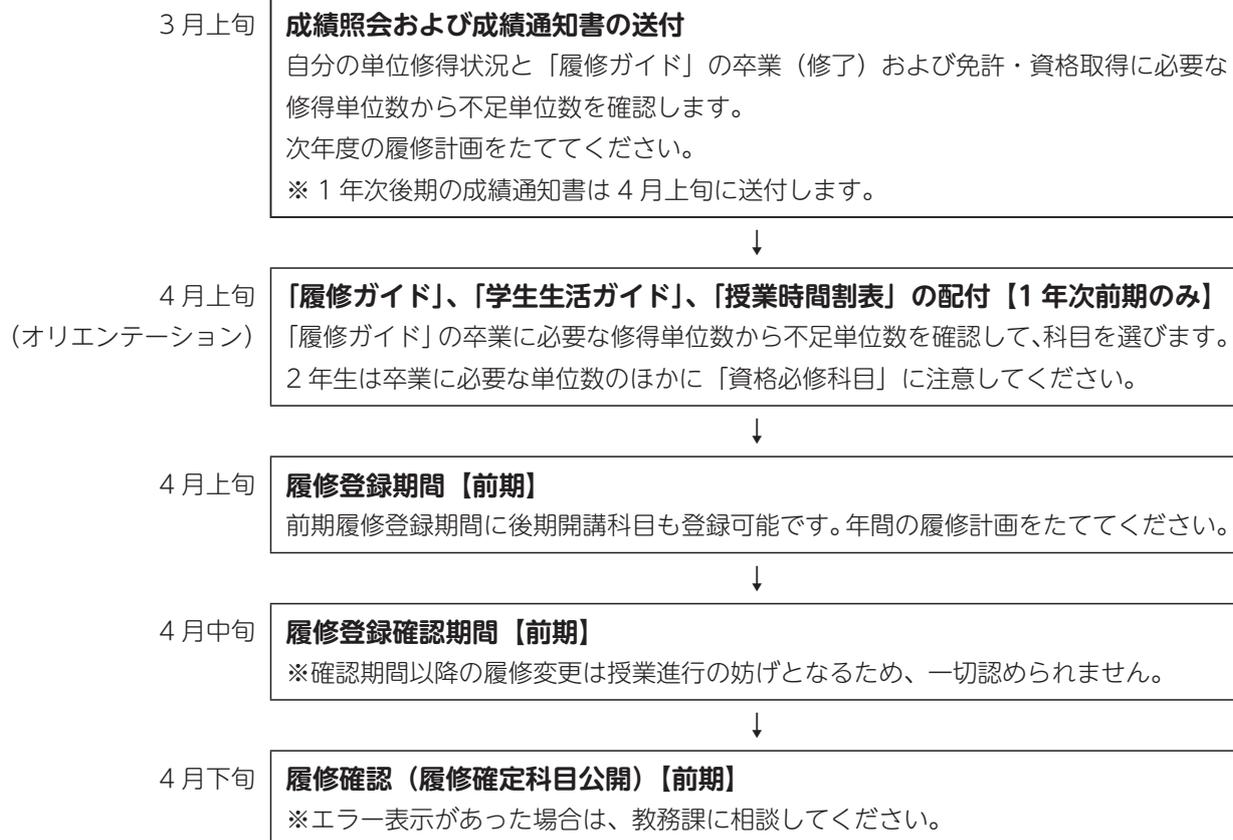
# 履 修

## 1. 履修登録の流れについて

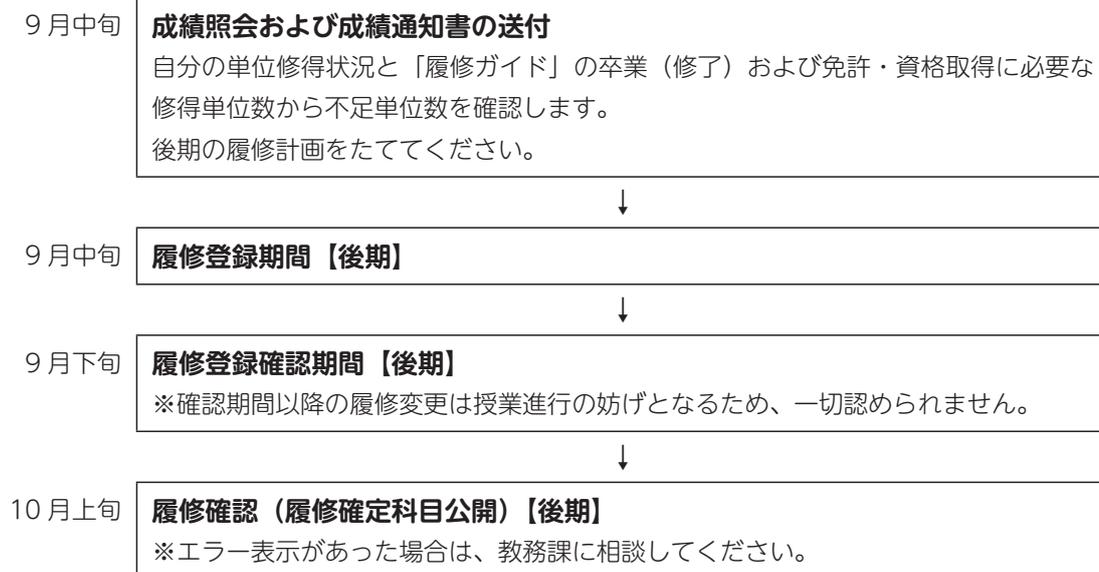
履修登録とは受講科目を各自が登録・決定することをいいます。

KOMAJO ポータルから履修登録しますので、操作方法などはKOMAJO ポータルの「学生操作マニュアル」を参照してください。

### 【前期】履修登録スケジュール



### 【後期】履修登録スケジュール



## 2. 保育士資格に係る段階科目の連動条件について

連動条件を有する科目は次の通りです。条件を満たしていなければ当該科目は履修できず、資格取得が延期となります。なお、2年次の科目を履修するためには1年次の「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（施設）」の単位を修得済み（保留を含む）であることが必要です。

配当年次	段階の科目	連動条件
1年次	保育実習Ⅰ（保育所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育実習指導Ⅰ（保育所）」の単位修得見込であること。</li> <li>・「保育実習指導Ⅰ（保育所）」の履修後に「保育実習Ⅰ（保育所）」に参加し単位修得に至らない場合は、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」も不可となる。</li> </ul>
1年次	保育実習Ⅰ（施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育実習指導Ⅰ（施設）」の単位修得見込であること。</li> <li>・「保育実習指導Ⅰ（施設）」の履修後に「保育実習Ⅰ（施設）」に参加し単位修得に至らない場合は、「保育実習指導Ⅰ（施設）」も不可となる。</li> </ul>
2年次	保育実習Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次の「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（施設）」の単位修得済み（保留を含む）であること。</li> <li>・1年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」いずれかが評価保留となり、その再実習で「不可」となった場合、「保育実習指導Ⅱ」を履修し、講義に出席し単位修得見込の状態であっても「保育実習指導Ⅱ」の評価は「不可」となる。</li> <li>・「保育実習指導Ⅱ」の単位修得見込であること。</li> <li>・「保育実習指導Ⅱ」の履修後に「保育実習Ⅱ」に参加し単位修得に至らない場合は、「保育実習指導Ⅱ」も不可となる。</li> </ul>
2年次	保育実習Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次の「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（施設）」の単位修得済み（保留を含む）であること。</li> <li>・1年次の「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」いずれかが評価保留となり、その再実習で「不可」となった場合、「保育実習指導Ⅲ」を履修し、講義に出席し単位修得見込の状態であっても「保育実習指導Ⅲ」の評価は「不可」となる。</li> <li>・「保育実習指導Ⅲ」の単位修得見込であること。</li> <li>・「保育実習指導Ⅲ」の履修後に「保育実習Ⅲ」に参加し単位修得に至らない場合は、「保育実習指導Ⅲ」も不可となる。</li> </ul>

※「単位修得見込」とは、事後指導を除いた単位修得の成績評価がつく状態にあることをいう。各「保育実習指導」科目は、事後指導を経て単位修得に至るため、各「保育実習」科目修了まで「評価保留」とする。

### 3. 単位履修方法

#### ●保育科の教育目的・教育目標

保育科では、〈人間力〉〈遊び力〉〈表現力〉〈思考力〉を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材の育成を目標としています。

特に、“子どもの遊び”の本質を理解することや、子どもをはじめとした人々の表現を支える感受性や表現力をもった保育者を養成します。

#### ●卒業・免許・資格に必要な修得単位数

区 分	卒業に必要な修得単位数	幼稚園教諭二種免許取得に必要な修得単位数	保育士資格取得に必要な修得単位数
基 礎 科 目	必修4単位 計16単位以上	必修12単位 計16単位以上	必修8単位 計16単位以上
保育科専門教育科目	必修6単位 計48単位以上	必修47単位 計48単位以上	必修55単位 選択必修9単位 計64単位以上
合 計	64単位以上	64単位以上	80単位以上

#### ●基礎科目[2025年度入学者より適用]

	科 目	科目分類 番号	授業 形態	単位 数	配当 年次	卒業 必修	幼免 必修	保育士		履修方法・注意事項
								必修	選択 必修	
基 礎 科 目	仏教学Ⅰ	A18両-1	講義	2	1	○	○	○		基礎科目において卒業に必要な単位数は卒業必修科目を含め、16単位以上修得しなければならない。
	仏教学Ⅱ	A18両-2	講義	2	1	○	○	○		
	心理学	A14基-2	講義	2	2					
	日本国憲法	A32幼-2	講義	2	2		○			
	情報リテラシー	A01幼-1	講義	2	1		○			
	英語コミュニケーションⅠ	A83両-1	演習	1	1		○	○		
	英語コミュニケーションⅡ	A83両-2	演習	1	2		○	○		
	体育	A78両-1	講義	1	1		○	○		
	体育	A78両-1	実技	1	1		○	○		
	自然と文化	A36基-2	演習	1	2					
	ボランティア実習	A36基-2	実習	1	2					
	基礎講座Ⅰ	A37基-1	演習	1	1					
	基礎講座Ⅱ	A37基-1	演習	1	1					
	日本語表現	A81基-1	講義	2	1					
ライフデザイン	A36基-2	講義	2	2						

●保育科専門教育科目[2025年度入学者より適用]

	科 目	科目分類 番号	授業 形態	単位 数	配当 年次	卒業 必修	幼児 必修	保育士		履修方法・注意事項
								必修	選択 必修	
専 門 教 育 科 目	保育原理	B37保-1	講義	2	1			○		(1) 専門教育科目において卒業に必要な単位数 は卒業必修科目を含め、48単位以上修得し なければならない。  (2) 保育士資格取得希望者は★印と☆印の 11科目のうち、6単位以上を選択必修のこと。 そのうち☆印の科目を2単位以上履修すること が望ましい。  ★印 幼児教育制度論 教育相談 教育方法  ☆印 子どもと健康 子どもと人間関係 子どもと環境 子どもと言葉 子どもと表現Ⅱ 児童文化 現代保育実践の課題A 現代保育実践の課題B  (3) 保育士資格取得希望者は、◆印の科目のう ち、同じ数字(ローマ数字)の2科目3単位以上 を選択必修のこと。
	教育原理	B37両-1	講義	2	1	○	○	○		
	子ども家庭福祉	B36保-1	講義	2	1			○		
	社会福祉	B36保-1	講義	2	1			○		
	子育て支援	B36保-2	演習	1	2			○		
	社会的養護Ⅰ	B36保-1	講義	2	1			○		
	保育者論	B37両-2	講義	2	2		○	○		
	幼児教育制度論	B37両-2	講義	2	2		○		★	
	保育の心理学	B14両-1	講義	2	1	○	○	○		
	子ども家庭支援の心理学	B14両-1	講義	2	2		○	○		
	子どもの理解と援助	B14両-2	演習	1	1		○	○		
	子どものからだと保健	B49両-1	講義	2	1		○	○		
	子どもの健康と安全	B49両-2	演習	1	1		○	○		
	子どもの食と栄養Ⅰ	B49保-1	演習	1	2			○		
	子どもの食と栄養Ⅱ	B49保-2	演習	1	2			○		
	子ども家庭支援論	B36保-2	講義	2	2			○		
	教育相談	B14両-2	講義	2	2		○		★	
	保育・教育課程論	B37両-2	講義	2	2		○	○		
	保育内容総論	B37両-2	演習	1	2		○	○		
	子どもと健康	B49両-2	演習	1	2		○		☆	
	子どもと人間関係	B37両-2	演習	1	2		○		☆	
	子どもと環境	B37両-2	演習	1	1		○		☆	
	子どもと言葉	B37両-2	演習	1	1		○		☆	
	子どもと表現Ⅰ	B37両-1	演習	1	1		○	○		
	子どもと表現Ⅱ	B37両-2	演習	1	2				☆	
	保育内容「健康」	B37両-2	演習	1	2		○	○		
	保育内容「人間関係」	B37両-2	演習	1	2		○	○		
	保育内容「環境」	B37両-2	演習	1	1		○	○		
	保育内容「言葉」	B37両-1	演習	1	1		○	○		
	保育内容「身体表現」	B37両-1	演習	1	1		○	○		
	保育内容「音楽表現」	B37両-1	演習	1	1		○	○		
	保育内容「造形表現Ⅰ」	B37両-1	演習	1	2		○	○		
	保育内容「造形表現Ⅱ」	B37両-2	演習	1	2		○	○		
	乳児保育Ⅰ	B37保-1	講義	2	1			○		
	乳児保育Ⅱ	B37保-2	演習	1	2			○		
	特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅰ	B36両-1	演習	1	1			○	○	
	特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅱ	B36両-2	演習	1	2			○	○	
	社会的養護Ⅱ	B36保-2	演習	1	2			○		
	教育方法	B37両-1	講義	2	1		○		★	
	児童文化	B37保-1	演習	1	1				☆	
現代保育実践の課題A	B37保-2	講義	2	2				☆		
現代保育実践の課題B	B37保-2	演習	1	2				☆		
音楽基礎Ⅰ	B76両-1	演習	1	1		○	○			
音楽基礎Ⅱ	B76両-2	演習	1	1		○	○			
造形基礎Ⅰ	B72両-1	演習	1	1		○	○			
造形基礎Ⅱ	B72両-2	演習	1	1		○	○			
保育実習Ⅰ(保育所)	B37保-1	実習	2	1			○			
保育実習Ⅰ(施設)	B37保-1	実習	2	1			○			
保育実習Ⅱ	B37保-2	実習	2	2				◆		
保育実習Ⅲ	B37保-2	実習	2	2				◆		
保育実習指導Ⅰ(保育所)	B37保-1	演習	1	1			○			
保育実習指導Ⅰ(施設)	B37保-1	演習	1	1			○			
保育実習指導Ⅱ	B37保-2	演習	1	2				◆		
保育実習指導Ⅲ	B37保-2	演習	1	2				◆		
学校体験活動	B37幼-1	実習	1	1			○			
教育実習	B37幼-2	実習	4	2			○			
保育・教職実践演習(幼稚園)	B37両-2	演習	2	2			○	○		
保育学ゼミ	B37専-2	演習	2	2		○				

## 【保育士資格取得に必要な授業科目】

## ①教養科目

児童福祉法施行規則に定める教科目				左記に対応する本学開設科目	授業形態	単位	授業時間数	本学における履修方法
系列	教科目	授業形態	設置単位数					
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	仏教学Ⅰ	講義	2	30	必修
				仏教学Ⅱ	講義	2	30	必修
				心理学	講義	2	30	9科目のうち 8単位以上 選択必修
				日本国憲法	講義	2	30	
				情報リテラシー	講義	2	30	
				基礎講座Ⅰ	演習	1	30	
				基礎講座Ⅱ	演習	1	15	
				日本語表現	講義	2	30	
				ライフデザイン	講義	2	30	
				自然と文化	演習	1	30	
	ボランティア実習	実習	1	45				
	外国語	演習	2以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30	必修
				英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30	必修
体育	講義	1	体育	講義	1	20	必修	
	実技	1		実技	1	40		
設置単位数			10単位以上	本学における設置単位数			22単位	
履修単位数			8単位以上	本学における最低履修単位数			16単位	

## ②必修科目

児童福祉法施行規則に定める教科目				左記に対応する本学開設科目	授業形態	単位	授業時間数	本学における履修方法	
系列	教科目	授業形態	設置単位数						
保育に関する質的科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	必修	
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	必修	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	必修	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	必修	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	必修	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	必修	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30	必修	
	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	30	必修	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	必修	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	必修	
理解育の目的対象	子どもの保健	講義	2	子どものからだと保健	講義	2	30	必修	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	30	必修	
				子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	30	必修	
	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程論	講義	2	30	必修	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30	必修	
	保育の内容に関する科目・方法に	保育内容演習	演習	5	保育内容「健康」	演習	1	30	必修
					保育内容「人間関係」	演習	1	30	必修
					保育内容「環境」	演習	1	30	必修
					保育内容「言葉」	演習	1	30	必修
					保育内容「身体表現」	演習	1	30	必修
保育内容「音楽表現」					演習	1	30	必修	
保育内容「造形表現Ⅰ」					演習	1	30	必修	
保育内容「造形表現Ⅱ」					演習	1	30	必修	
保育内容の理解と方法	演習	4	音楽基礎Ⅰ	演習	1	30	必修		
			音楽基礎Ⅱ	演習	1	30	必修		
			造形基礎Ⅰ	演習	1	30	必修		
			造形基礎Ⅱ	演習	1	30	必修		
子どもと表現Ⅰ	演習	1	30	必修					
乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	必修		
乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30	必修		
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	必修		
障害児保育	演習	2	特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅰ	演習	1	30	必修		
			特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅱ	演習	1	30	必修		
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30	必修		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30	必修		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	90	必修	
				保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	90	必修	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	30	必修	
				保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1	30	必修	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	60	必修	
設置単位数			51単位以上	本学における設置単位数			55単位		
履修単位数			51単位以上	本学における最低履修単位数			55単位		

③選択必修科目

児童福祉法施行規則に定める教科目			左記に対応する本学開設科目	授業形態	単位	授業時間数	本学における履修方法	
系列	授業形態	設置単位数						
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	不問	15以上	幼児教育制度論	講義	2	30	11科目のうち 6単位以上 選択必修
	保育の対象の理解に関する科目			教育相談	講義	2	30	
	保育の内容・方法に関する科目			教育方法	講義	2	30	
				児童文化	演習	1	30	
				子どもと健康	演習	1	30	
				子どもと人間関係	演習	1	15	
				子どもと環境	演習	1	15	
				子どもと言葉	演習	1	15	
				子どもと表現Ⅱ	演習	1	30	
				現代保育実践の課題A	講義	2	30	
				現代保育実践の課題B	演習	1	15	
	保育実習	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	90	保育実習Ⅱと保育 実習指導Ⅱ又は保 育実習Ⅲと保育実 習指導Ⅲの履修が 必要
				保育実習Ⅲ	実習	2	90	
		演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1	30	
				保育実習指導Ⅲ	演習	1	30	
設置単位数		18単位以上	本学における設置単位数		21単位			
履修単位数		9単位以上	本学における最低履修単位数		9単位			

# 試験

授業科目の学修状況を評価し、単位を認定するために試験を行います。授業科目によっては、レポートや作品提出に代える場合があります。授業担当者の指示に従ってください。

## 受験資格

- (1) 当該授業科目が履修登録されていること
  - (2) 出席日数を満たしていること
  - (3) 当該学期までの学費その他の納付金を納入していること
  - (4) 試験当日、必ず学生証を提示すること
  - (5) 追・再試験に関してはそれぞれの試験資格を満たしていること
- ※休学期間中に試験を受けることはできない

## 1. 定期試験

学期末（前期、後期）に定期的に行う試験です。

1年生は、7月に実施される定期試験オリエンテーションに必ず出席してください。

### (1) 定期試験時間割

- ①試験時間割、試験教室などは、指定した期日に KOMAJO ポータルの掲示で発表します。
- ②掲示の内容は変更する場合がありますので、試験実施当日まで掲示をよく確認してください。
- ③定期試験の時間割は平常の授業とは時間と教室が異なるので注意してください。
- ④試験時間は原則として 60 分です。

定期試験試験時間			
1 時限目	9:30 ~ 10:30	4 時限目	13:50 ~ 14:50
2 時限目	10:50 ~ 11:50	5 時限目	15:10 ~ 16:10
3 時限目	12:30 ~ 13:30	6 時限目	16:30 ~ 17:30

### (2) 定期試験受験についての諸注意

- ①履修登録した科目に限り、受験することができます。
- ②試験開始 5 分前には着席し、監督者の指示に従ってください。
- ③受験者は指定されたクラス・教室で受験しなければなりません。
- ④教室の座席は指定です。廊下側から 1 列おき、縦に学籍番号順に着席してください。
- ⑤受験の際は学生証を通路側の机の上に提示してください。  
学生証を忘れた場合には、教務課において「定期試験受験票」の発行を受けてから受験してください（当日のみ有効、費用 1,000 円）。
- ⑥机上には監督者（出題者）の許可したもの以外は置かないでください。  
許可されていない教科書、ノート、プリントなどとスマートフォンなどの不要物はバッグに入れて足元に置いてください（スマートフォンなどの電子機器の使用は認められないので、電源を切りバッグにしまう。鳴動した場合には、当該受験者は監督者の指示に従ってバッグを持って退室し、電源を切る。そのうえで、自席に戻り試験を続行する。この時間の延長は認めない）。必要な鉛筆などは筆箱から取り出し、筆箱はバッグにしまってください。
- ⑦教室では、監督者の指示に従ってください。従わない場合は直ちに退室を命じます。
- ⑧答案用紙には必ず科・学籍番号・氏名を明記してください。未記入の場合、評価されないこともあります。

- ⑨質問などがある場合は挙手をし、監督者の指示に従ってください。
- ⑩試験開始より 20 分を経過した場合、教室への入室は認められません。また、遅刻に伴う試験時間の延長はしません。
- ⑪試験開始後 30 分を経過した後は退室することができます。退室するときは答案用紙を必ず提出してください。ただし、一度退室した学生の再入室は認められません。また、退室後も試験実施中は静かにしてください。
- ⑫所持品の管理は各自で行い、特に答案用紙提出時に注意してください。

### (3) 鉄道など運行停止時の試験取り扱いについて

交通機関のストライキ（事故・車両故障などは対象としない）、または気象庁より台風、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪などの気象警報が発表された場合は、定期試験時間帯の変更または日程の変更を行うことがあります。

変更内容は KOMAJO ポータルにて掲示しますので最終確定情報が掲示されるまでは都度、確認してください。

## 2. レポート・作品の提出

定期試験としてレポートを課すことがあります。提出日・提出場所は定期試験時間割で確認してください。科目により、定期試験期間外の講義内でレポートを提出することもあります。

### 【定期試験期間中のレポート提出について】

- ①本人提出とします。
- ②表紙をつけ、表紙にはレポートの題、科目名、担当教員氏名、科、学年、学籍番号、氏名を記載して提出期限を厳守してください。
- ③定期試験時間内のレポート提出については、試験の時間割発表で指定する教室にて、試験開始後 30 分間とします。正当な理由がある場合を除いて、指定された教室および時間以外に提出することはできません。
- ④試験開始後 30 分を過ぎた場合は、試験当日に限り教務課に提出することができます。  
ただし、この場合レポート提出遅刻者という扱いとなり、成績評価をしない場合もあります（科目担当教員の指示により、一切受理しない場合もあります）。試験当日を過ぎた場合は、正当な理由がある場合を除いて、教務課では受理しません。
- ⑤他の科目の筆記試験とレポート提出の時間が重なる場合は、上記に該当せず、筆記試験を優先して受験し、直後の休み時間に教務課へ提出してください。ただし、その時間を過ぎると、④と同様、レポート提出遅刻者という扱いをし、成績評価をしない場合もあります。

### 【教務課でのレポート提出について】

- ①表紙をつけ、表紙にはレポートの題、科目名、担当教員氏名、科、学年、学籍番号、氏名を記載して提出期限を厳守してください。
- ②教務課にある「レポート提出票」に必要事項を記入し添えてください。
- ③本人による提出でない場合、および、郵送による提出は原則受理しません。
- ④特に記載方法を指定する場合には KOMAJO ポータルの掲示で周知しますので指示に従ってください。
- ⑤一度提出されたレポートはいかなる理由があっても返却しません。

### 【講義内でのレポート提出について】

すべて科目担当教員の指示に従い提出してください。担当教員からの指示がない場合、教務課では受理できませんので、注意してください。

### 3. 追試験

やむを得ない理由で定期試験を受けられなかった者のうち、指定された期日までに「追試験受験願」、「欠席届」および欠席事由を証明する書類を提出した者に対して行う試験です。

やむを得ない理由が発生した段階（当日または翌日）で、教務課に連絡（交通機関の遅延により定期試験を欠席した場合は、当該試験当日中に教務課に申し出なければなりません）のうえ、欠席後原則3日以内に欠席理由を証明する書類を教務課に提出してください。追試験に該当するか否かについて、再試験該当科目公開日に教務課より連絡します。ただし、授業の出席状況や定期試験の欠席事由によっては、申し出たすべての科目の追試験が認められるとは限りません。

#### ●欠席事由と添付提出書類

欠席事由	必要書類
傷病	医師の診断書（感染症の場合は「学校感染症登校許可書」） ※該当する科目の試験日に受験できない状態であったことが明記され、かつ厳封されているもの。 ※診断書は、医師（病院）から学校指定の診断書様式を指定された場合は、KOMAJO ポータルからダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用すること。 ※「学校感染症登録許可書」は、KOMAJO ポータルからダウンロード、または「学生生活ガイド」の巻末より A4 サイズにコピーして使用すること。 ※感染症の場合は、出席停止となる期間を必ず明記してもらうこと。 ※「診断書」や「学校感染症登校許可書」の内容に不備があると受理できない場合があります。
忌引 (法事は含まない)	会葬礼状など ※父母7日、祖父母・兄弟・姉妹4日、三親等以内の親族2日。休日、祝祭日、大学の休業日を含む連続した日数
交通機関の遅延*	交通機関発行の遅延証明書
災害・事故	官公庁による被災および事故証明書

#### \*交通機関の遅延について

バスの遅延による遅刻は、いかなる場合も追試験に該当しません。また、少々の鉄道の遅延による遅刻も原則として追試験には該当しません。

鉄道の大幅な遅れの場合は駅などで発行する遅延証明書を教務課に提出してください。

※本人の責任に帰すべきような事由（試験時間割の見間違い、寝過ごしなど）は、追試験の対象とはなりません。

※追試験に対する追試験または再試験は、原則実施しません。

### 4. 再試験

定期試験の結果、不合格となった授業科目のうち、担当教員が必要と認めたとときに行われる試験です。

定期試験期間中に試験を実施する・しないに関わらず「再試験」を実施することがあります。

再試験の諸注意は以下のとおりです。

- ①再試験に該当した者は再試験受験手続きを行わなければ、再試験（レポート提出・課題提出を含む）を受験することができません。
- ②再試験該当科目確認日に、「再試験実施内容」・「再試験時間割」を KOMAJO ポータルの掲示で発表します。
- ③掲示には、再試験の日時、レポートの場合は提出先、提出期限などが明記されているので必ず確認してください。
- ④定期試験を欠席した場合は、再試験の対象になりません。
- ⑤再試験を受験する場合は教務課にある「再試験受験願」・「再試験受験票」に必要事項を記入し、1科目

1,000 円の再試験料を添えて願い出なければなりません。

⑥再試験に対する追試験は、原則実施しません。

## 5. 不正行為

不正行為が発覚した場合は、相応する厳重処罰を行います。

不正行為について

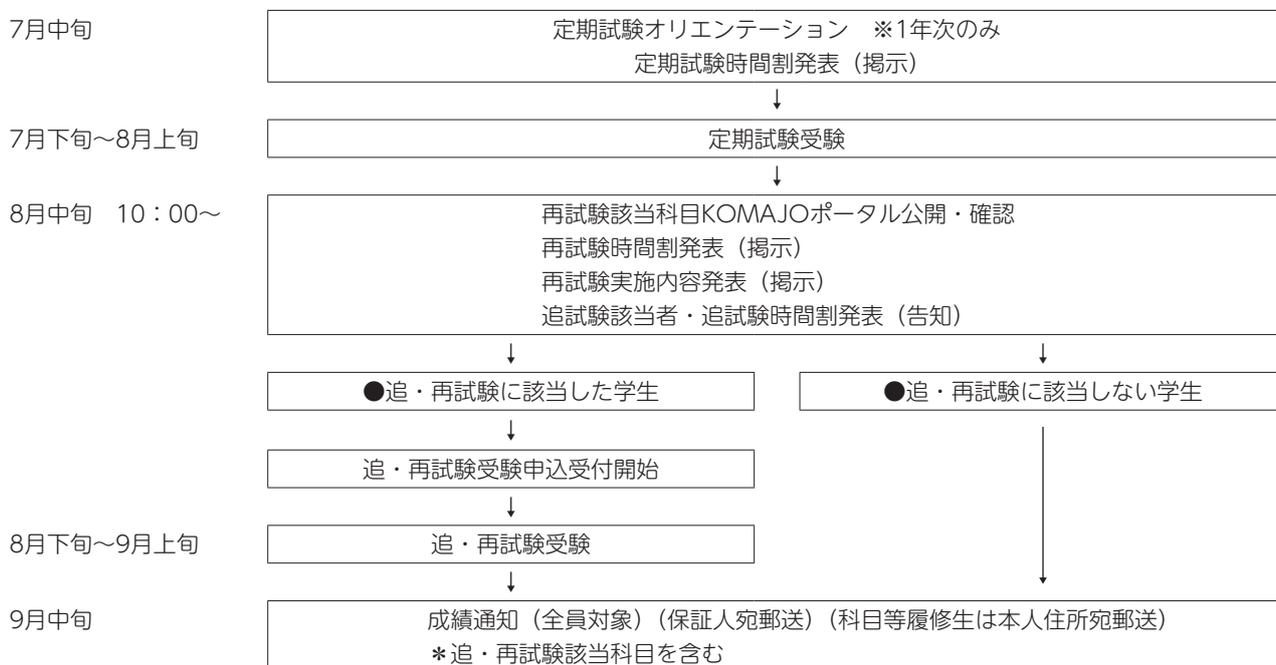
1. 代理受験を依頼した行為、および代理受験をした行為
2. 他人の答案を覗き見る行為
3. 他人に答案を見せる行為
4. 他人と答案用紙を交換する行為
5. 試験時間中に言語および動作により他者とやりとりを図る行為
6. 当該試験時間中に許可されていない物を持ち込み、故意に使用して解答する行為および使用できる状態にしておく行為
7. 試験開始前に机や椅子、文具や紙、身体および衣類などに受験科目に関する内容を解答に使用するために記す行為
8. 前項に定める事項を他者と共同して行使する行為
9. 当該試験時間中に使用が禁止されている携帯電話などの電子機器または通信機器から情報を得て解答する行為
10. 試験監督者の指示に従わず公正な試験を妨げると認められる行為
11. 他人の代わりにレポートを作成する行為、または自分のレポートを他人に作成させる行為
12. 他人のレポートを複製して自分のレポートとする行為、または自分のレポートを他人に複製させる行為
13. レポート中に論文や書物、ウェブサイトなどに掲載されている他人の文章を盗用（コピー＆ペーストなど）または剽窃する行為、生成 AI 等に文章を作成させる行為
14. レポート中に調査および実験の結果などをねつ造、または改ざんする行為
15. その他、試験監督者が明らかに不正行為と認めた行為

## 定期試験実施内容と流れ（保育科）

※定期試験実施内容に追加・変更などが生じることがあります。

関連する掲示などに十分注意して間違いのないよう受験してください。

### 前期定期試験に関するスケジュール



### 後期定期試験に関するスケジュール



## 6. 成績評価

### (1) 成績評価基準

履修した授業科目の成績評価は、授業に出席し、試験（筆記試験、論文レポート、口述試験、実技試験など）を受験することにより行われます。

成績評価（点数）については次の表によります。

評価（点数）	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
成績評価	秀	優	良	可	不可
単位認定	合格				不合格

### (2) 成績評価の確認および通知

履修した授業科目の成績評価は、KOMAJO ポータルにて、各学期の成績評価が確定した際に確認することができます。また、保証人宛に成績通知書を郵送します。なお、成績証明書には「不可」（59点以下）の科目は記載されません。なお、成績証明書には、「不可」（59点以下）の科目は記載されません。

### (3) 成績評価に関する質問および異議申し立て

成績評価に関する質問や異議申し立てを行いたい場合は、教務課にある「成績評価に関する質問票」に必要事項を記入し、以下の期間内に教務課に提出してください。これにより、科目担当者に評価の内容について、確認することができます。ただし、以下の期間を過ぎた「成績評価に関する質問票」の提出は認められません。

前期開講科目の評価に関する「成績評価に関する質問票」

受付：再試験該当科目 KOMAJO ポータル公開日から前期の学期末まで

後期開講科目の評価に関する「成績評価に関する質問票」

受付：再試験該当科目 KOMAJO ポータル公開日から後期の学期末まで

2年次後期に関しては、再試験該当科目確認開始日のみです。

### (4) 単位修得のための必須条件

単位を修得するためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

1. 当該授業科目担当者が定める出席日数を満たしていること。
2. 履修した授業科目の成績評価が可（60点）以上であること。

## (5) GPA 制度

## 1) GPA (Grade Point Average) とは

GPA は、個々の学生の学修到達度を計る指標となる数値で、5 段階成績評価による科目の成績を数値化したうえで、履修した科目 1 単位あたりの平均点を求めたものです (注)。

本学では、この GPA により、学生自身が現在の学修到達度を的確に把握すること、科目の履修にあたって主体的に目標を設定すること、学期の終わりにその到達度をチェックすることを目的に導入しています。

区分	成績評価	点数	Grade Point	評価内容
合格	秀	100～90点	4	特に優れている
	優	89～80点	3	優れている
	良	79～70点	2	妥当と認める
	可	69～60点	1	合格点と認める最低限度
不合格(再履修)	不可	59～0点	0	合格と認められない

(注) GPA の計算式

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{秀の修得単位数} + 3 \times \text{優の修得単位数} + 2 \times \text{良の修得単位数} + 1 \times \text{可の修得単位数})}{\text{総履修登録単位数 (不可の単位数を含む)}}$$

GPA の値	評価	内容
4.0～3.0	秀評価～優評価を平均的に修得	非常に優秀
2.9～2.0	優評価～良評価を平均的に修得	問題はない
1.9～1.0	良評価～可評価を平均的に修得	問題のある科目が多い
0.9～	不合格の割合が多い	改善のための努力が必要

## 2) GPA 対象科目

GPA の対象科目は、卒業所要単位となる全科目です (ただし、認定科目の一部を除く)。

## 3) 成績通知書および成績証明書への GPA 記載

成績通知書および成績証明書に記載される GPA は以下のとおりです。

- ①成績通知書……学期 GPA、通算 GPA を記載
- ②成績証明書……GPA 記載なし。ただし、希望者のみ通算 GPA を記載 (教務課で申し込みが必要)  
(GPA の算出には不合格科目を含めるが、不合格科目名称は成績証明書に記載されない)

学期 GPA とは、当該学期に評価された科目の GPA を指します。

通算 GPA とは、過去に評価された科目を含め、それまでに評価された科目の GPA を指します。

## 4) GPA の利用

以下のような場合に、GPA の値を利用します。

- ①学修の振り返り
- ②学生に対する個別の学修指導
- ③卒業時の成績優秀者表彰の選定
- ④奨学金給付対象者の選定

## 7. 科目等履修生

本学の卒業生で、特定の科目につき履修を許可された場合、卒業後に科目を履修し単位を修得することができます。希望する場合は、教務課に申し出て、必要な手続きをとってください。ただし最終的な受け入れの可否については、教授会の議を経てから決定します。

- (1) 入学時期……………学期の始め
- (2) 在学期間……………6 か月または 1 年、更新可
- (3) 出願期間……………前期：2 月下旬、後期：6 月下旬
- (4) 授 業 料……………資格審査手数料 30,000 円（本学卒業生が引き続き科目等履修する場合は免除）  
登録料 10,000 円（本学卒業生は免除）  
履修料 12,500 円（1 単位あたり）  
実習費 3,000 円（実習科目 1 単位あたり）
- (5) 必要書類……………科目履修願、写真（4 × 3 cm）2 枚

# シラバスについて

授業科目の詳細はシラバスで確認することができます。

シラバスは KOMAJO ポータルで閲覧可能です。

## 1. 科目分類

科目分類は、各科目の内容を示したもので、3つの部分からできています。最初のアルファベットは「授業科目の分類」、中央の2桁の数字は、NDC（日本十進分類）による「分野の分類」、最後の1桁の数字は「難易度の分類」です。

### 授業科目の分類

A 基礎科目    B 専門教育科目

### 分野の分類

図書館の本の分類に用いられる NDC（日本十進分類）第9版の2次分類表に基づいて各科目の内容を表示しています（付表参照）。

\* 上記以外にカッコ内の内容を表示しています（幼：幼稚園教諭二種免許、保：保育士資格、両：幼稚園教諭二種免許・保育士資格、基：基礎科目、専：専門教育科目）。

### 難易度の分類

難易度は、0～2の3段階に設定されています。

- |       |       |  |
|-------|-------|--|
| 難易度 0 | 基礎レベル | 入学以前の学習内容の定着を目的とするレベル。                                       |
| 難易度 1 | 初級レベル | 1年次において単位修得が十分に可能というレベル。                                     |
| 難易度 2 | 中級レベル | 初級程度の知識があることが前提。1年次においては単位修得がやや難しく、2年次においては単位修得が十分に可能というレベル。 |

## 2. 卒業時に身につけておかなければならない4つの力との関連度

本学のディプロマ・ポリシーに基づき、「思考力」「表現力」「遊び力」「人間力」の4つの視点から設定されています。

この卒業時に身につけておかなければならない4つの力との関連度には2つの役割があります。1つは、各授業がどのような力を育成することを主な目的としているかを学生が判断するための指針という役割です。もう1つは、本学のカリキュラムが学生の能力を偏りなく育成することができるように設定されているかを大学が検証するための指針という役割です。

履修科目の選択の判断材料として有意義に活用してください。

付表 駒沢女子短期大学 科目分類番号表

注 以下は、『日本十進分類法新訂9版』の「第2次区分表」に基づきます。

ただし、授業内容との関連性が明瞭になるように、名称の一部に修正を加えています。

**00 総記、情報科学**

- 01 図書館、図書館学
- 02 図書、出版
- 03 百科事典
- 04 論文
- 05 逐次刊行物
- 06 団体、博物館
- 07 ジャーナリズム、新聞
- 08 叢書、全集、選集
- 09 その他

**10 哲学**

- 11 哲学各論
- 12 東洋思想
- 13 西洋哲学
- 14 心理学
- 15 倫理学、道徳
- 16 宗教
- 17 神道
- 18 仏教
- 19 キリスト教

**20 歴史**

- 21 日本史
- 22 アジア史、東洋史
- 23 ヨーロッパ史、西洋史
- 24 アフリカ史
- 25 北アメリカ史
- 26 南アメリカ史
- 27 オセアニア史、両極地方史
- 28 伝記
- 29 地理、地誌、紀行

**30 社会科学**

- 31 政治
- 32 法律
- 33 経済
- 34 財政
- 35 統計
- 36 社会
- 37 教育
- 38 風俗習慣、民俗学、民族学
- 39 国防、軍事

**40 自然科学**

- 41 数学
- 42 物理学
- 43 化学
- 44 天文学、宇宙科学
- 45 地球科学、地学
- 46 生物科学、一般生物学
- 47 植物学
- 48 動物学
- 49 医学、薬学

**50 技術、工学**

- 51 建設工学、土木工学
- 52 建築学
- 53 機械工学、原子力工学
- 54 電気工学、電子工学
- 55 海洋工学、船舶工学、兵器
- 56 金属工学、鉱山工学
- 57 化学工業
- 58 製造工業
- 59 家政学、生活科学

**60 産業**

- 61 農業
- 62 園芸
- 63 蚕糸業
- 64 畜産業、獣医学
- 65 林業
- 66 水産業
- 67 商業
- 68 運輸、交通
- 69 通信事業

**70 芸術、美術**

- 71 彫刻
- 72 絵画、書道
- 73 版画
- 74 写真、印刷
- 75 工芸
- 76 音楽、舞踊
- 77 演劇、映画
- 78 スポーツ、体育
- 79 諸芸、娯楽

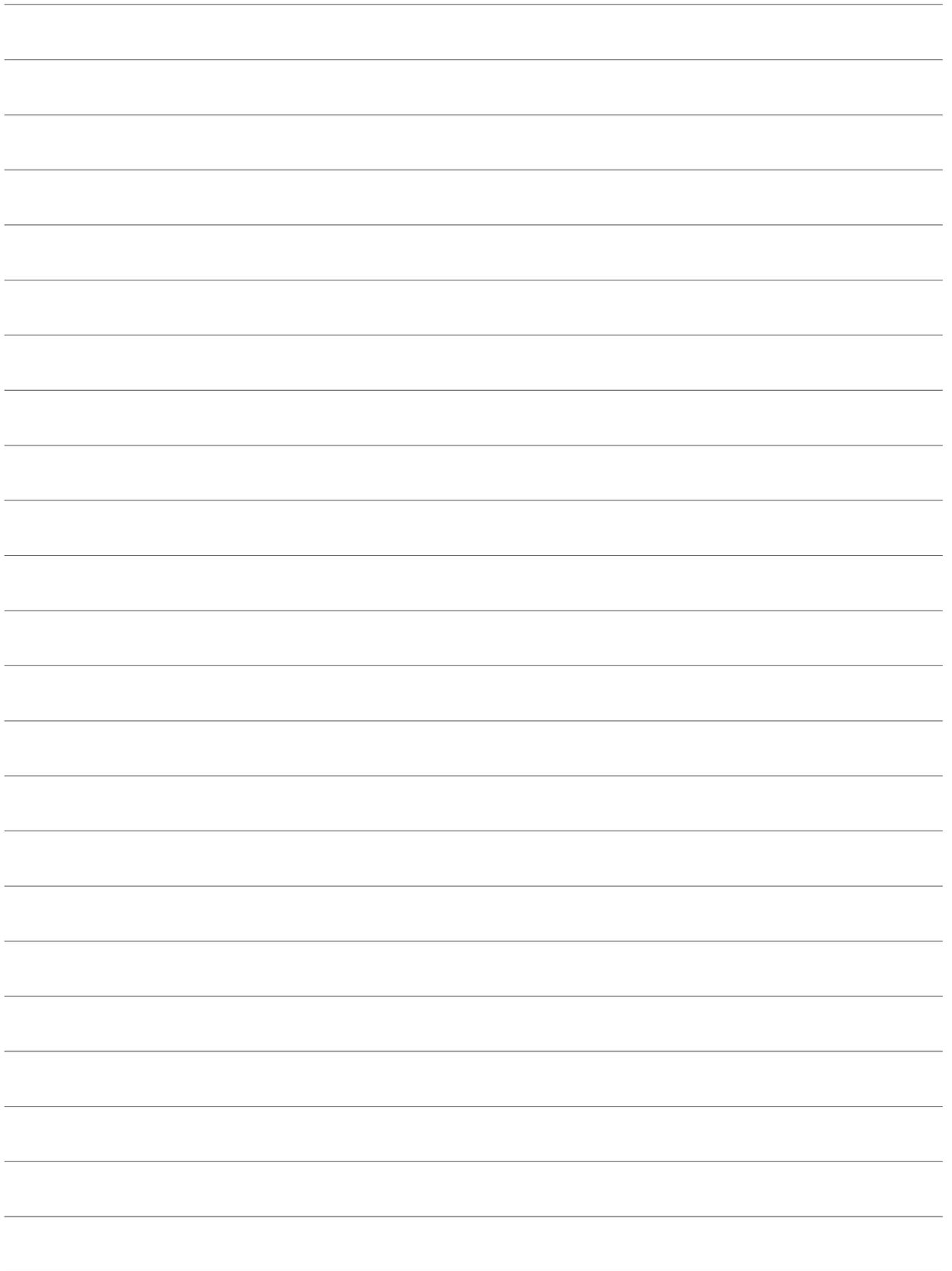
**80 言語**

- 81 日本語
- 82 中国語、その他の東洋の諸言語
- 83 英語
- 84 ドイツ語
- 85 フランス語
- 86 スペイン語
- 87 イタリア語
- 88 ロシア語
- 89 その他の諸言語

**90 文学**

- 91 日本文学
- 92 中国文学、その他の東洋文学
- 93 英米文学
- 94 ドイツ文学
- 95 フランス文学
- 96 スペイン文学
- 97 イタリア文学
- 98 ロシア・ソビエト文学
- 99 その他の諸文学





# 学 則



## 駒沢女子短期大学 学則

## 第1章 総 則

## (目的)

- 第1条 駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明瞭で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成することを目的とする。

## (自己評価等)

- 第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

## (教育目標)

- 第1条の3 保育科の教育目標は、人間力・遊び力・表現力・思考力を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材を育成することにある。
- 2 保育科は、前項の教育目標を達成し、所定の修業年限の在籍と単位を修得し、次に挙げる力を身に付けた者に学位を授与する。
- (1) 真理の追求に努め、柔軟に判断・解決する多角的視点と創造的思考力
  - (2) 子どもをはじめ人々のもつ想・奏・創の限らない表現に気づく視点（感覚）とそれを広げる専門的技術、また自らもこれらを豊かに表現する力
  - (3) 「子どもの遊び」の本質を理解し、その世界を共有しながら、子どもとともに自らも楽しむ力
  - (4) 多様な価値観をありのまま認め、受け入れる心と他者を思いやり協働する力
- 3 保育科は、前項の学位授与の方針に基づき、本学の建学の精神や教育の特色を活かした教育を実施し、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得するために、以下の方針に則してカリキュラムを編成する。
- (1) 道元禅師の禅に基づく建学の精神の理念を反映した科目や行事を設置する。
  - (2) 社会人に必要な基本的思考力を育むために、教養科目を設置する。
  - (3) 子どもの心から湧き出る表現を支える力、他者とのつながりの中で自分を表現する力を高めるために、身体・音楽・造形に関する表現系科目を設置する。
  - (4) 「子どもの遊び」の本質を理解し、自らも遊びの楽しさを体感するために、保育内容による演習や実習等の実践的科目を設置する。
  - (5) 人間に対する深い理解と文化の多様性を認める受容性、他者を思いやり協働する力を育てるために、カリキュラムを有機的に展開する。
- 4 保育科は、前項の教育課程の編成・実施の方針に基づき、入学を希望する者に以下の要件を求める。
- (1) 入学後の学修に必要な基礎学力を有している者
  - (2) 自分の性格や資質に気づき、それらを活かしていきたいという思いを有している者
  - (3) 自分の考えや気持ちを自己表現する能力、又は、意欲を有している者
  - (4) 子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深め、子どもとかかわる仕事に就く意欲のある者
- 5 前4項の目標が妥当かどうか、またそれが達成されているかどうかを検証する方法については別に定める。

## (位置)

- 第2条 本学は、東京都稲城市坂浜238番地に置く。

## (名称)

- 第3条 本学は、駒沢女子短期大学と称する。

## 第2章 学科、入学定員、学生定員及び修業年限

## (学科等)

- 第4条 本学に、保育科を置く。
- 2 (削除)
  - 3 本学に付属幼稚園を置く。付属幼稚園園則は別にこれを定める。

## (定員)

- 第5条 本学の収容定員は、次のとおりとする。
- |      |     |      |
|------|-----|------|
| 入学定員 | 保育科 | 100名 |
| 収容定員 | 保育科 | 200名 |

## (学級数)

- 第5条の2 (削 除)

(修業年限)

- 第6条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限4年を超えてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学修意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

**第3章 授業科目**

(授業)

- 第7条 本学における授業科目は、基礎科目及び専門教育科目とする。

(授業科目)

- 第8条 本学における授業科目は、これを必修科目及び選択科目に分ける。
- 2 前項に規定する科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。

**第4章 履修方法、学修の評価及び課程修了認定**

(単位修得)

- 第9条 本学の課程を修了するためには、2年以上在学し、次の履修方法により64単位以上を修得しなければならない。
- (1) 基礎科目は、必修科目を含めて、16単位以上修得しなければならない。
  - (2) 専門教育科目は、必修科目を含めて、48単位以上修得しなければならない。
  - (3) 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。単位履修に関する細則は、これを別に定める。
  - (4) 保育士資格を取得しようとする者は、本条第1号及び第2号に定める科目のほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位を、別表1の2に定めるとおり修得しなければならない。
  - (5) 削除
  - (6) 他の短期大学又は大学で修得した単位は、最大30単位まで認めることができる。
  - (7) 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなす。
- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

- 第9条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等を含め、35週にわたることを原則とする。

(学修の評価)

- 第10条 本学は、学修評価の方法を次のとおり定める。
- (1) 単位の修得は、課程として定められた必要な時数に出席し、本学の行う試験、報告書その他による成績審査に合格した者に認められる。なお、成績評価は、100点を満点として、60点以上を合格点とする。
  - (2) 試験に関しては、別に定める本学試験規程による。

(成績の表示)

- 第11条 成績表は、次の方法による。
- (1) 成績発表の時期は、各学期末とし、書類をもって発表する。
  - (2) 成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、その評価基準は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）とする。

(履修手続)

- 第12条 学生は、学期当初に履修する科目を所定の期日までに登録しなければならない。
- 2 未登録の授業科目については、単位を認定しない。

(卒業)

- 第13条 本学に2年以上在学し、本章の規定により卒業に必要な単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

- 第13条の2 前条の規定により卒業を認められた者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士（保育）の学位を授与する。
- 2 本学学位規程については別に定める。

(科目等履修生の単位)

第14条 本学則第38条に定める科目等履修生の単位修得については、科目等履修生に関する規程において定める。

## 第5章 入学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

第15条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4)の2 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第17条 本学に入学を志願する者は、所定の願書に入学検定料と出身学校長から提出される調査書を添えて、提出しなければならない。

2 この場合において、一度納入された入学検定料は、返還しない。

(入学志願者の選考)

第17条の2 入学志願者の選考は、次のいずれかの方法によって行う。

- (1) 学校推薦型選抜
  - (2) 一般選抜
  - (3) 総合型選抜
  - (4) 大学入学共通テスト利用選抜
  - (5) 特別入学者選抜
- 2 入学を許可される者は、前項によって選考された者で、心身ともに健全で学業成績と適性能力の優れた者に限る。
- 3 入学志願者の選考に関する細則は、別に定める。

(長期履修学生)

第17条の3 本学の学生が、第6条第2項に定める在学年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修するために在学することを希望した場合、本学が、教育上有益と認めるときは、教授会において判断し、学長が長期履修学生として認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第18条 本学に入学を許可された者は、別に定める細則によって所定の手続きを完了しなければならない。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない事由によって2ヶ月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。休学は、原則として、その学期の終わりまでとする。ただし、事由によっては延長することができる。

2 休学期間は修業年数に算入しない。また、休学の期間は通算で2年を超えてはならない。

3 休学期間満了のとき、又は休学期間内であってもその事由が止んだときは、願出により、教授会の議を経て学長は復学を許可することができる。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第20条の2 他の短期大学及び大学より転学を希望する者は、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第21条 退学後に再入学を願い出た者があるときは、教授会の議を経て学長は相当の年次に入学を許可することができる。  
2 再入学に関する規程は、別に定める。

## 第6章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料・学費)

第22条 本学の入学検定料、入学金、学費は次のとおりとし、その納入額は別表2及び別表3に掲げるとおりとする。  
(1) 入学検定料、入学金  
(2) 学 費  
    授業料  
    維持費  
    実習費

(納入)

第23条 学費は、4月20日までに納めなければならない。ただし、次の二期に分けて分納することもできる。  
第 一 期 4月20日まで  
第 二 期 9月20日まで

(学費)

第24条 学費は出席の有無にかかわらず学籍のある間は、これを納めなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合には、学費の全部、又は一部を減免することができる。  
2 休学期間中の授業料、実習費は免除する。ただし、維持費は納めなければならない。

(授業料等の不返還)

第25条 既に納めた入学検定料、入学金、学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、前条第2項に該当する場合にはこの限りでない。

(試験の条件)

第26条 学費を納めない者は、試験を受けることができない。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。  
(1) 第6条に定める在学年限を超えた者  
(2) 新入生で、指定された期日までに履修届を提出しない者、その他本学において修学する意志がないと認められる者  
(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者  
(4) 長期にわたり行方不明の者

(他の費用)

第28条 学修等に要する費用は、別にこれを徴収する。

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第29条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年を次の二学期に分ける。  
前 期 4月1日から9月19日まで  
後 期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 休業日は次の各号のとおりとする。  
(1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号)に規定する日  
(3) 春季休業 3月11日から3月31日まで  
(4) 夏季休業 8月11日から9月19日まで  
(5) 冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで

- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、臨時の休業日又は臨時の授業日を定めることができる。
- 3 休業期間中に教育実習及び保育実習を行う場合がある。

## 第8章 職員組織及び教授会

### (職員組織)

- 第32条 本学に、学長、図書館長、科長、教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置く。
- 2 学長は必要に応じ、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長等を置くことができる。

### (名誉教授)

- 第33条 本学は、教員であった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。
- 2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

### (教授会)

- 第34条 本学に、教授会を設ける。
- 2 教授会は、学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会に関する細則は、別に定める。

### (議長)

- 第35条 教授会は、学長がこれを招集し会議の議長となる。

### (教授会取り扱い事項)

- 第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べることができる。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び科長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会は、出席者の過半数で教授会の意見とする。

## 第9章 図書館、学修支援センター、教育研究推進センター及び学生相談室

### (図書館)

- 第37条 本学に、図書館を置く。
- 2 図書館の管理運営等に関する規程は、別に定める。

### (学修支援センター)

- 第37条の2 本学に、学修支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。
- 2 支援センターに関する規程は、別に定める。

### (教育研究推進センター)

- 第37条の3 本学に、教育研究推進センター（以下、「推進センター」という。）を置く。
- 2 推進センターに関する規程は、別に定める。

### (学生相談室)

- 第37条の4 本学に、学生相談室を置く。
- 2 学生相談室に関する規程は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生及び公開講座

### (科目等履修生)

- 第38条 本学の授業科目の履修を希望する者がある場合は、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て科目等履修生として登録を許可することがある。
- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

### (公開講座)

- 第39条 本学においては、必要に応じ公開講座を開設する。

## 第11章 賞 罰

### (褒賞)

- 第40条 本学の学生にして性行善良、学術優秀で学生の模範と認められる者は、教授会の議を経て学長がこれを褒賞する。

(懲戒)

第41条

学長は、学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると教授会で認められた者に対し、懲戒する。懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。

2

次の各号のいずれかに該当する学生に対し、学長は前項の懲戒処分として教授会の議を経てその程度に応じ、訓戒、停学又は退学とすることができる。

- (1) 性行不良にして改善の見込みなしと認められる者
- (2) 学業を怠り修業の見込みなしと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、本学則に反し学生の本分に反する行為をなした者

## 第12章 改 正

(改正)

第42条

この学則の改正は、教授会の意見を聴き、学長が理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本学則は昭和61年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。
2. 第5条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	昭和61年度		昭和62年度 ～昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食 物 科	100 人	150 人	100 人	200 人	50 人	150 人

附則

1. 本学則は昭和62年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。
2. 第5条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	昭和62年度		昭和63年度 ～昭和74年度		昭和75年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食 物 科	150 人	250 人	150 人	300 人	100 人	250 人

附則

本学則は平成1年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則

1. 本学則は平成2年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成1年度以前に入学した者については従前のおりとする。
2. 第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	平成2年度		平成3年度 ～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生 活 科	人	人	人	人	人	人
生 活 専攻	100	150	100	200	50	150
食物栄養専攻	50	50	50	100	50	100

附則

1. 本学則は平成3年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成2年度以前に入学した者については従前のおりとする。
2. 第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	平成3年度		平成4年度 ～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生 活 科	人	人	人	人	人	人
生 活 専攻	100	200	100	200	50	150
食物栄養専攻	100	150	100	200	50	150
英語英文科	200	300	200	400	100	300

附則

本学則は平成4年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成3年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則

1. 本学則は平成5年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成4年度以前に入学した者については従前のおりとする。
2. 平成5年度において保育科の総定員は、学則第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。  
保育科総定員 250人

附則

本学則は平成6年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成5年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則

本学則は平成7年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成6年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則

本学則は平成8年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。ただし、平成7年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成9年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成8年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成11年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成10年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 1. 本学則は平成12年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成11年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学 定員	総定 員								
生 活 科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
生活専攻	95	195	90	185	85	175	80	165	75	155
食物栄養専攻	95	195	90	185	85	175	80	165	75	155
英語英文科	0	100								

附則 1. 本学則は平成13年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成12年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員
生 活 科	人	人	人	人	人	人	人	人
生活専攻	90	185	85	175	80	165	75	155
食物栄養専攻	90	185	85	175	80	165	75	155

附則 1. 本学則は平成14年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成13年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食物栄養科	人	人	人	人	人	人
	85	175	80	165	75	155

附則 1. 本学則は平成15年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成14年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 平成15年度において保育科の総定員は、学則第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。  
保育科総定員 230人

附則 本学則は平成16年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成15年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成17年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成16年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成18年2月15日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、第9条は平成18年度入学者から適用する。

附則 本学則は平成19年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成18年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成22年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成21年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成23年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成22年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成24年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成23年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成25年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成24年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成27年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は平成28年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成27年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は、平成28年7月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は、平成29年2月21日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は、平成29年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成30年7月24日から施行する。

附則 本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 本学則は、令和2年12月19日から施行する。

附則 本学則は、令和3年6月1日から施行する。

附則 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則 本学則は、令和5年4月1日から施行する。  
ただし、別表1の2に定める授業時間数については令和5年度開講科目から適用する。

- 附則 1. 本学則は令和6年4月1日から施行する。  
ただし、令和5年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、令和7年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	令和6年度		令和7年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	人	人	人	人
保育科	100	230	100	200

附則 本学則は令和7年4月1日から施行する。

別 表 2

入学検定料

30,000円	学校推薦型選抜（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）、総合型選抜、一般選抜、特別入学者選抜
15,000円	大学入学共通テスト利用選抜

※ インターネット出願を利用し、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜を複数回出願する場合は、2回目以降5,000円割引

※ 推薦系入学者選抜（学校推薦型選抜（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）、総合型選抜など）に合格し、入学手を完了した者が、スカラシップ制度（新入生）の選抜試験に出願する場合、10,000円とする。

入学金

300,000円
----------

※ 本学及び併設大学を卒業した者が入学する場合は、入学金を全額免除する。ただし、卒業後1年以上経過している場合の入学金は、2分の1とする。

※ 一旦退学した者が再入学する場合の入学金は、2分の1とする。

卒業生子女入学特典制度、大学・短期大学 姉妹入学特典制度、寺院関係者入学特典制度、併設校（駒沢学園女子高等学校）対象入学特典制度について、以下のように定める。ただし、重複して特典を受けることはできない。  
また、同時に姉妹が入学する場合はいずれかを減額とする。

	入学特典制度	対象の入学者選抜	特典内容
1	卒業生子女入学特典制度	学校推薦型/総合型/一般/大学入学共通テスト利用選抜での合格・入学者	入学金の3分の1を減額
2	大学・短期大学 姉妹入学特典制度		
3	寺院関係者入学特典制度		
4	併設校（駒沢学園女子高等学校）対象入学特典制度※	本学が専願型として実施する学校推薦型選抜（併設校専願型）の合格・入学者	入学金の2分の1を減額
		本学が専願型として実施する学校推薦型選抜（公募制）の合格・入学者	
		本学が専願型として実施する総合型選抜（専願型）の合格・入学者	
		本学が実施する専願型ではない入学者選抜の合格・入学者	入学金の3分の1を減額

※現役生のみ

別 表 3

学 費（第6条第1項適用）

区 分	年 額	分納額及び分納期	
		第一期4月20日まで	第二期9月20日まで
授 業 料	816,000円	408,000円	408,000円
維 持 費	200,000円	100,000円	100,000円
実習費	66,000円	33,000円	33,000円

学 費（第6条第2項適用）

在学年限 3年

区 分	年 額	分 納 額 及 び 分 納 期					
		1年次		2年次		3年次	
		第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで
授 業 料	544,000円	272,000円	272,000円	272,000円	272,000円	272,000円	272,000円
維 持 費	133,000円	67,000円	67,000円	66,500円	66,500円	66,500円	66,500円
実習費	44,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円

在学年限 4年

区 分	年 額	分 納 額 及 び 分 納 期							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで
授 業 料	408,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円
維 持 費	100,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
実習費	33,000円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円

在学年限 5年

区 分	年 額	分 納 額 及 び 分 納 期									
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次	
		第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで
授 業 料	326,400円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円
維 持 費	80,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
実習費	26,400円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円





Komajo